

感染症対策事業継続支援金

「緊急事態措置」に基づく休業要請・協力依頼に応じ、休業または営業時間の短縮等を行った事業者に対し、事業継続のための支援金を支給します

対象者

- 休業要請中の一定期間（4 / 24～5 / 6）、休業または営業時間の短縮等を行った県内に事業所を有する中小企業、個人事業者

支援金額

- 1事業者 **20万円**

申請方法

- 郵送、オンライン（専用サイト）により申し込み（5月上旬を予定）
※受付開始時期や申請方法等、詳細については今後、県HP等にてお知らせします。